

東北大学学際科学フロンティア研究所連携研究員制度に関する内規

令和4年7月27日

研究所長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学学際科学フロンティア研究所（以下「本研究所」という。）における連携研究員制度について定めるものとする。

(目的)

第2条 連携研究員制度は、東北大学以外に所属する研究者のうち、その専門分野において高い業績を有し、かつ、本研究所の教員と連携して新領域を切り開く独創的な研究に挑戦するものに連携研究員の呼称を付与し、本研究所における学際融合研究の一層の推進に資することを目的とする。

(資格)

第3条 連携研究員（英語名称：Adjunct Researcher）の呼称を付与することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 東北大学以外の大学等公的研究機関に所属する研究者のうち、その専門分野において高い業績を有し、かつ、本研究所の教員と連携して新領域を切り開く独創的な研究に挑戦する意欲がある者
- 二 東北大学以外の大学に所属する学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ（以下「TI-FRIS」という。）の育成対象者
- 三 東北大学以外の大学等公的研究機関に所属する TI-FRIS シニアフェローのうち、育成期間終了後も TI-FRIS のプログラムに参加する者

(推薦)

第4条 本研究所の教員は、前条第一号に定める資格を有すると認められる者があるときは、連携研究員の呼称付与に係る候補者（以下「候補者」という。）として研究所長に推薦することができる。

- 2 TI-FRIS プログラムマネージャーは、前条第二号に定める資格を有する者を候補者として研究所長に推薦することができる。
- 3 TI-FRIS プログラムマネージャーは、前条第三号に定める資格を有する者の所属長が認める場合は、その者を候補者として研究所長に推薦することができる。
- 4 前項に定めるもののほか、研究所長は、自ら候補者を推薦することができる。

(呼称付与)

第5条 研究所長は、運営会議の議を経て連携研究員の呼称を付与する。

(呼称付与期間)

第6条 第3条第一号の資格を有する連携研究員の呼称付与期間は3年度以内とし、再付

与を妨げない。

2 第3条第二号の資格を有する連携研究員の呼称付与期間は TI-FRIS が定める育成期間とする。

3 第3条第三号の資格を有する連携研究員の呼称付与期間は1年度とし、再付与は TI-FRIS 育成対象者としての採用年度から10年度を限度とする。

(取扱)

第7条 連携研究員は、次の各号について本研究所教員に準じて取り扱うものとする。

- 一 本研究所の共通機器の利用
- 二 本研究所の共有スペースの利用
- 三 東北大学内情報システムの利用
- 四 本研究所主催事業の参加
- 五 その他運営会議が必要と認めること

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、連携研究員制度に関し必要な事項は、運営会議の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

なお、「東北大学学際科学フロンティア研究所における学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ育成対象者に関する取り扱いについて（令和3年2月22日運営会議）」を廃止する。